

自殺対策の鍵を握るのは行政である

奄美市市民課 禧久 孝一

8年連続で3万人以上が自殺し、その約4分の1が経済苦・生活苦が原因で自殺している現状を国・地方公共団体は真剣に受け止め、憲法13条・地方自治法上の観点からも早急にその対策を講ずる必要があると思います。そして自殺者を減少させることは必ずできるものと信じます。

長年多重債務者問題に係わって判ったことは、多くの多重債務者は社会的・経済的環境の悪化による被害者であり、自力で解決することは非常に困難で誰かが手を差し伸べることが必要ということです。それは法律専門家である弁護士・司法書士ですが、彼らにとって弁護士・司法書士事務所は敷居が高く、直接相談に行くには勇気がいります。奄美市では消費者行政担当窓口でこれらの相談を受け、行政が弁護士・司法書士と連携を取り問題解決を図っています。

長年多重債務状態が続くと様々な問題が発生します。ストレスによる疾病・家庭崩壊・不登校・ホームレス・犯罪・自殺等の原因になります。多重債務者の増加は、社会保障費（生活保護費・児童扶養手当等）支出の増加や税金等の滞納に繋がり、国・行政に甚大な悪影響を与えます。

多重債務者が最も恐れているのは何か？過酷な取立です。彼らは限られた収入から先ずサラ金に返済し、残りの金で生活しなければなりません。しかし多重債務者は元々収入の少ない方が殆どです。生活するのが精一杯で国民健康保険料（税）、住民税、公営住宅家賃、授業料、給食費等の滞納や年金の未加入・免除の原因になります。

行政が多重債務問題に積極的に取り組むことでこれらを緩和することが出来ます。奄美市では債務整理と並行して自立支援課（生活保護担当）・収納対策室・国民健康保険課・福祉政策課等関係各課と連携を取り、債務整理以外の問題も解決するよう支援し生活再建を図ります。

サラ金を長期に渡り利用している方については弁護士・司法書士に依頼、利息制限法にて再計算し、過払い金を取り戻し滞納税金や家賃等の解消を図ることが出来ます。昨年3月奄美市に開設された「奄美ひまわり基金法律事務所」の高橋弁護士が昨年4月～今年8月までに回収した過払い金は約2億円です。

これは本来奄美市で消費されるか税金等に支払われるべき金です。全国規模で見ると、利息制限法以上の莫大な金が貸金業者の元に渡っていることとなります。そして約200万人と言われる多重債務者を生活苦に陥れているのです。

(事例)

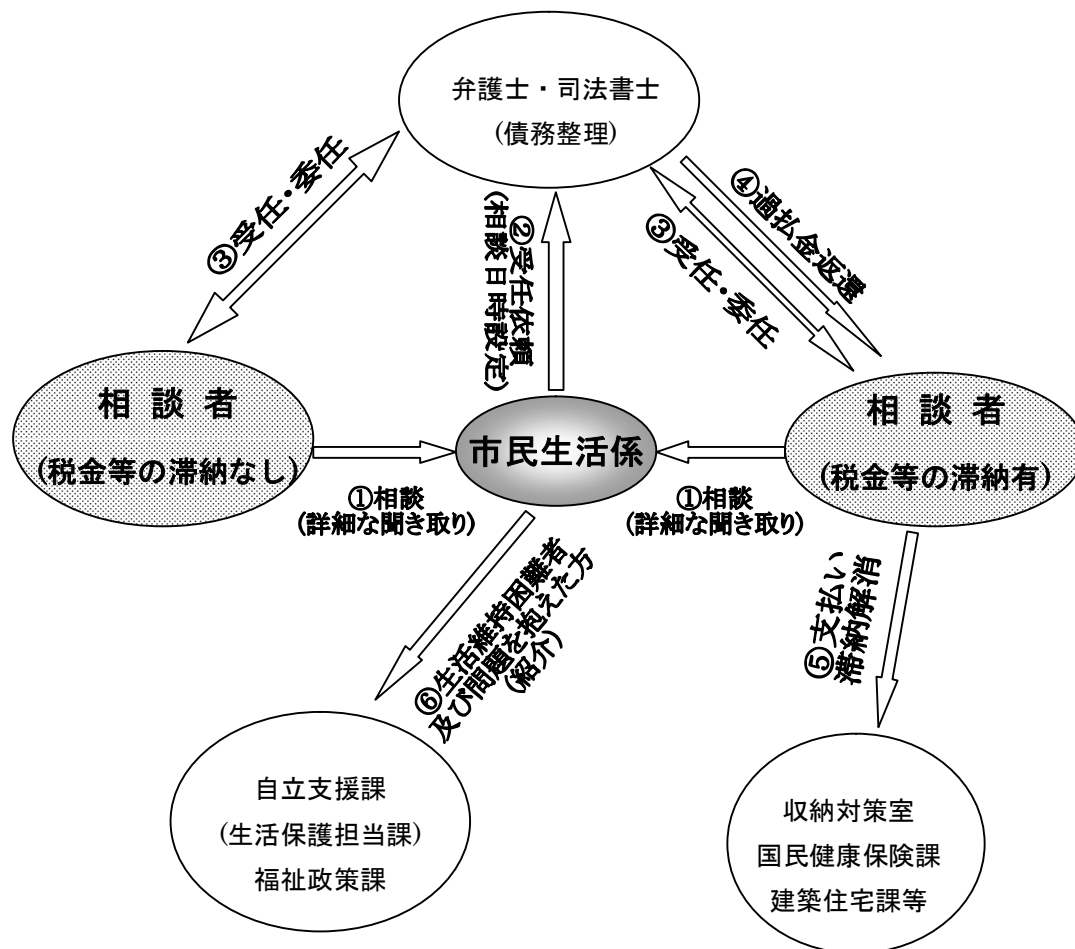
サラ金5社に約280万円の債務があり毎月116,000円支払っていた男性は国民健康保険税を約60万円滞納していました。保険証のない生活に不安を覚え相談に来ましたが、弁護士に依頼したところ、数ヵ月後債務の全てが消滅したうえ彼の手元に約100万円の過払い金が戻りました。彼は一括で国民健康保険税を精算し国民健康保険証を手に入れました。

生活苦の状態が長年続くと、年々増えていく借金・家庭崩壊・ストレス等で将来に希望も持たず「自殺」を考える方が出てきます。過酷な取立等、苦しみから逃れるためにはいっそ死んだほうがましだという思いと、できることなら生きていたいという思いの間を行き来していると思います。私が受けた相談者の中にも定期船から飛び込もうとした方、ロープを持って山に入った方、家族4人で車ごと海に飛び込もうとした方、手首を切った方等数えたらきりがありません。しかし彼らは助かる道があることを知ることで思いとどまります。彼らを精神的に支えることで自殺から救うことができるのです。

自殺対策基本法が制定されました。本法が実効性あるものになることを願うものですが、4分の1が経済苦・生活苦が原因ということを見ると多重債務問題を抜きにして対策を講ずることは出来ないと思います。そして、そのキーは住民に最も身近な行政主体である市・区・町・村が関係機関と連携を取り積極的に推進することが不可欠だと思います。

自殺者も多重債務者も一人を救うことは家族毎救うことになり、
国・地方公共団体の大きな役割であると思います。

※最も大事なのは債務整理後、生活を維持できるかどうかである。
債務整理と平行して問題解決を図る。



①債務内容、原因、支払状況、資産の有無、健康状態、税金の滞納等詳細な聞き取り

②相談内容、問題点等報告

この時点から必要な相談者には精神的支援を行う。

⑥時には相談を受けた時点で紹介し、生活を維持しつつ、債務整理をする場合もある。

※収納対策課、国民健康保険課、建築住宅課等の担当職員が徴収する際、滞納者に債務存在が判明した場合、担当職員が市民生活係を紹介する。

※自立支援課(生活保護担当課)のケースワーカーが訪問し債務の存在が判明した場合、担当ケースワーカーが市民生活係を紹介する。